

第 号
年 月 日

様

行橋市長

徴収業務移管決定通知書

あなたの下記債権の未納金につきましては、課より
納入のお願いをしてきましたが、いまだ完納に至っておりません。

これ以上納入を猶予することができませんので、本書面発送の日より、市民部収納課へ徴収業務が移管されたことを通知いたします。

なお、今後につきましては、強制執行等の裁判手続を前提とした未収債権の管理回収事務を行って参りますことを併せて通知いたします。

本通知と行き違いで完納された場合はご容赦願います。

記

1. 債権名

お問合せ先
行橋市役所
市民部 収納課 債権管理係
電話 (内線)